

(質問)

私立高等学校の授業料軽減について教えてください。

(回答)

山梨県内の私立高等学校に在学する生徒のうち、保護者が県内に住所を有し、経済的理由により生徒の修学が困難であるときに、保護者の負担を軽減するため授業料の減免を行った学校に対して補助する制度があります。

次のとおり災害等特別な事由により生活に困窮しているときは、授業料の減免を受けられることがあります。

**【災害等特別な事由】**

火災、風水害、地震等により、財産の消失等の被害を受け、著しく収入減又は支出増になると認められる場合

**【提出書類】**

- ①消防署等の発行するり災証明書
- ②著しい収入減又は支出増を証する書類等

なお、授業料減免の申出先は、各在学校です。

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県総務部私学文書課  
担当 私学担当  
電話 055 (237) 1111(内線2354)  
FAX 055 (223) 1415  
E-mail shigaku@pref.yamanashi.jp